

山梨県土砂運搬適正化指導要綱に関する基本的基準

山梨県土砂運搬適正化指導要綱第4の1による基本的基準は次のとおりとする。ただし、大規模な事業で公益上特に必要なもののうち、運搬経路に係る道路管理者、警察署長及び市町村長から意見を聴き、合意調整がされ、事業者が土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止について特に必要な措置を講ずると認められるものについては、基本的基準の特例として1から4の基準（3の（2）及び4の（3）は除く。）によらないことができる。

- 1 日運搬回数
おおむね100回以内とする。
- 2 運行方法
車両の通行は、前車との間におおむね500メートル以上の間隔をとる。
- 3 運行時間
 - （1）午前7時から午後6時までとする。
 - （2）運搬経路が通学路等にあたる場合は、通学時間帯における運行を避けるものとする。
- 4 運搬経路
 - （1）大型ダンプカーによる運搬経路は、道路幅員（全幅）が5メートル以上の道路を選定するものとする。
 - （2）通学路及び密集した住宅地内は、可能な限り運搬経路として選定しないものとする。
 - （3）運搬経路として、通学路の通行を避けられない場合、上記3（2）のとおりとする。
- 5 水たれ、荷こぼれの防止
 - （1）水を含んだ土砂の運搬は極力避けるものとする。
 - （2）荷こぼれに伴う粉じん防止のため、飛散等のおそれがある場合には、運搬する土砂にシートをかけるものとする。
- 6 交通監視員
土砂発生（採取）場所及び運搬先での車両の出入口、第4種踏切（警報機のないもの）及び交通事故防止上特に必要と認めた地点には、交通監視員を配置するものとする。
- 7 道路清掃員
土砂運搬に伴う道路の清掃は、当事者の責任とし、土砂発生（採取）場所及び運搬先での車両の出入口及び曲がり角等特に土砂の落下の著しい地点については、道路清掃員を配置するものとする。
- 8 協定書の写しの携行
土砂運搬に使用する車両には、協定書の写しを携行する。